

2023.02.01

ESG リスクトピックス <2022 年度第 11 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<自然資本>

OCOP15 が閉幕、「30by30」など生物多様性対策の停滞脱却に向けた新目標を採択

（参考情報：2022 年 12 月 22 日付 外務省 HP：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22_003988.html
2022 年 12 月 22 日付 環境省 HP：https://www.env.go.jp/press/press_00995.html）

12 月 7 日からカナダ・モントリオールで開催されていた国連の生物多様性条約締約国会議（COP15）が 19 日、2030 年までの目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組み（Kunming-Montreal Global biodiversity framework）」を採択し、翌 20 日に閉幕した。新たな目標では海や陸の保護区域拡大を直ちに開始し 30 年までに完了することを求める行動志向の世界的なターゲットが策定された。先代の「愛知目標」がほとんどの項目で未達に終わったのを受けて、生物多様性対策は取り組みの停滞状況からの脱却が急務との認識が共有された格好だ。

新たな目標には、30 年に向けたターゲットとして 23 の個別目標が盛り込まれた。特に、同年までに陸と海のそれぞれ 30%以上を保護・保全する「30by30 目標」が注目される。国立公園などの保護区域が陸域で 20%、海域で 13%にとどまる日本は、今後目標の達成に向けた取り組みの加速を迫られる。生物多様性の保護地域と見なす OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）には企業が所有する山林やオフィスの緑地、ゴルフ場なども含まれることから、活用も選択肢になる。個別目標には、ビジネスにおける影響評価や情報公開の促進による生物多様性の主流化も含まれ、生物多様性への対応は企業にとって喫緊の課題となりそうだ。

一方、「2050 年ビジョン」に愛知目標と共通内容の「自然と共生する世界」が掲げられた。さらに、「2030 年ミッション」は、「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」で合意された。

今回の COP15 は、愛知目標の後継となる「ポスト 2020 枠組み」が主要テーマだった。愛知目標は 2010 年に名古屋市で開催された COP10 で、20 年に達成を目指す枠組みとして策定した。愛知目標の達成状況に対する評価は概して厳しい。例えば、生物多様性条約事務局が 20 年 9 月に公表した「地球規模生物多様性概況第 5 版」では「完全に達成される愛知目標は 1 つとしてなく、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を脅かすとともに気候変動対策のための取組を損ねている」と記載された。そうした背景を受け、今回目標の採択に際してはこれらの文書や評価に言及した上で、対応に努める姿勢が示された。

今回の COP15 は、18 年にエジプトで開催された COP14 から 4 年ぶりに対面で開催。153 の締約国・地域に加え、関連機関や市民団体等から約 1 万人が参加した。当初は、20 年に中国で開催の予定だったが、同地での新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、再三延期され、結果的に場所を変更しての開催となった。開催延期の影響で、新たな目標も予定の 20 年から 2 年遅れの決定となった。次回の COP16 は 2024 年下半年期にトルコで開催される。

<自然資本>

○投資家グループ、「Nature Action 100」の発足を発表

(参考情報：2022年12月11日付 Nature Action 100 HP：<https://www.natureaction100.org/at-cop15-investors-announce-nature-action-100-to-tackle-nature-loss-and-biodiversity-decline/>)

2022年12月11日、欧州の気候変動に関する機関投資家グループである IIGCC*と米国の ESG 投資推進 NGO である Ceres**は、自然・生物多様性分野の集团的エンゲージメントを行う投資家イニシアチブ Nature Action 100 (NA100) を発足させると発表した。本発表は国連の生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) において行われた。今後、本イニシアチブは加盟機関を募り、2023 年春に正式発足する予定である。

NA100 は、2017 年に発足した気候変動のイニシアチブである Climate Action 100+ (CA100+) の自然・生物多様性版であり、2021 年 6 月に世界銀行によって構想案が発表されていた。NA100 も CA100+と同様に、以下のような活動を予定している。

- ・各セクターのロードマップを作成し、エンゲージメント対象の 100 社を特定
- ・対象企業の取締役・経営陣に対して、優先的事項に関するエンゲージメントの実施
- ・自然保護と回復のために実施すべき企業行動を特定
- ・主要な指標に対する対象企業の進捗を追跡し、公表
- ・自然保護に関する政策アドボカシーの実施

現在、NA100 に加盟を表明しているのは、アクサ・インベストメント・マネージャーズ、BNP パリバ・アセットマネジメント、ロベコ、ストアブランド・アセット・マネジメントなどの 11 の機関投資家である。CA100+には世界 700 の機関投資家 (運用資産総額 68 兆ドル) が加盟し、選定した 166 の投資先企業に対して活発に集团的エンゲージメントを行っていることを鑑みれば、将来的に NA100 も同じように主流化する可能性は十分にある。

COP15 で採択された「昆明・モンリオール 2030 年目標」の目標 15 では、企業や金融機関等による生物多様性リスク、依存関係と影響の監視、評価、情報開示を促進することが盛り込まれた。そのバウンダリーには、直接的な操業だけでなくサプライチェーン、バリューチェーン、金融ポートフォリオも含まれる。NA100 の発足は、その先駆けとなる動きである。

今後、投資家を含むステークホルダーからの開示要請が高まることを念頭に、企業は既に草案が公表されている TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) ***の枠組みに沿って、自然関連のリスク管理について早めに検討を開始することが期待される。

* Institutional Investors Group on Climate Change : 375 以上の機関投資家 (運用資産総額 60 兆ユーロ) が加盟している国際的な機関投資家団体。

** Ceres が組織する The Ceres Investor Network には 220 以上の機関投資家 (運用資産総額 60 兆ドル) が会員となっており、サステナブル投資、ネットゼロ排出経済への移行などを推進している。

*** 自然関連財務情報開示タスクフォース : 組織が自身の経済活動における自然や生物多様性に関するリスクと機会を評価し、報告するための枠組みを開発する国際的なイニシアチブ。2021 年 6 月に設立。

<サステナビリティ>

○バッテリーパスポート、求められる人権関連指標を公表

(参考情報：2022年12月8日付 HP：<https://www.globalbattery.org/press-releases/launch-of-child-labour-and-human-rights-rulebooks/>)

産業用や電気自動車（EV）などに使用する電池の製造・流通過程で、児童労働や人権侵害などの防止策等が講じられていることを確認するための評価指標が12月8日、公表された。世界の電池メーカーや国際機関・政府などが参加するイニシアチブであるグローバル・バッテリー・アライアンス（GBA）が作成した。この基準はEUが改定電池規則で導入予定の「バッテリーパスポート」に適用される予定。

バッテリーパスポートは、2kWh以上の産業用・EV用電池が児童の権利を含む人権を尊重したプロセスで製造・流通されているかを証明するもの。バリューチェーン全体における製品のライフサイクルの各段階の情報を、統一的なデジタルプラットフォームで記録し、透明性を確保することを目的としている。導入後は、同パスポート情報にリンクした品質シールを発行し、消費者に電池の特性や原材料の調達、ESG情報などを信頼性のあるデータとして提供することを目指す。

今回の人権や児童労働の基準は同パスポートの主要なパフォーマンス指標と位置づけられ、サプライチェーン全般にわたる100以上のチェック項目で構成する。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や経済協力開発機構（OECD）や国際労働機関（ILO）、国連児童基金（UNICEF）など既存の関連規範に加えて、独自の指標も盛り込む。企業や製品の包括的なパフォーマンス評価の促進が目的だ。

EUでは、脱炭素の推進などに伴い各種電池の需要が増加する中、重大かつ拡大する問題として児童労働や人権侵害に対応するために、バッテリーパスポートの導入が検討されてきた。本パスポートを含む電池規制が改正されると、バリューチェーンを含んだ人権デューデリジェンスが不可欠になる。カナダや米国の政府も同制度への賛同を表明しており、他地域に導入が広がる可能性も高い。適用地域に展開・製品が流通する日本企業にも規則対応への準備が必要だ。

<コンプライアンス・人権>

○障害者差別解消法に基づく基本方針の改定案について意見募集

(参考情報：2022年12月15日付 内閣府 HP：

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/iken.html>)

内閣府は2022年12月15日、障害者差別解消法において国や地方公共団体、事業者を求める障害者への「不当な差別的取扱い」*や「合理的配慮」**の具体例などを盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針改定案」***に対するパブリックコメントを開始した。今後集まった意見を踏まえて、本改定案について閣議決定される。

同法では、事業者においては障害者への「不当な差別的取扱い」は禁止されているが、2021年5月の改正で、これまで努力義務とされていた障害者への「合理的配慮」が法的義務とされた。事業者は改正法の施行日（公布日（同年6月4日）から3年以内に施行されることになっているが、施行日はまだ決まっていない）以降、同法に沿った適切な対応が求められる。

事業者にとって関心事は、具体的にどのようなことが「不当な差別的取扱い」にあたり、どのようなことが「合理的配慮」として求められるかという点であるが、本方針の改定案では、それぞれ

における該当事例と非該当事例が示されている。紹介されている事例では、業種やサービスの提供場面、障害者の態様などが詳述され、事業者において適切な対応を実施する上で一定参考になる。

また、本改定案では、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」、それらに関連する判断・対応等のメルクマールになる事項の基本的な考え方が示されている。障害者の特性や個々のケースはさまざまであり、事業者は具体的な場面や状況に応じて、柔軟な判断・対応を要することから、上記事例とあわせて、基本的な考え方をしっかりと押さえておくことが重要となる。他にも内閣府では合理的配慮の提供等事例集****や合理的配慮等具体例データ集*****を公表しており、これらを参考にし、自社の事業特性に応じて、いかなる対応策が考えられるかを事前に検討・準備しておくことが望まれる。

加えて、障害者と接する局面において、コミュニケーションを通じて障害者の意向をくみとり、自社として何ができて、何ができないのか、どのような代替策があるのか等を臨機応変に示していく必要がある。そのためにも従業員への啓発とコミュニケーションツールの整備・見直しも優先的に取り組むことが期待される。

- * 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針改定案より抜粋)
- ** 法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと（以下「合理的配慮」という。）を求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針改定案より抜粋)

*** <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/pdf/houshin.pdf>

**** <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

***** <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

<情報開示>

○企業情報の開示、当面は、四半期決算短信を一律義務付け。任意化については継続的に検討

(参考情報：2022年12月27日付 金融庁HP：

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html)

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループは、2022年6月の報告において検討事項とされた四半期開示とサステナビリティ開示について、審議結果を取りまとめた。

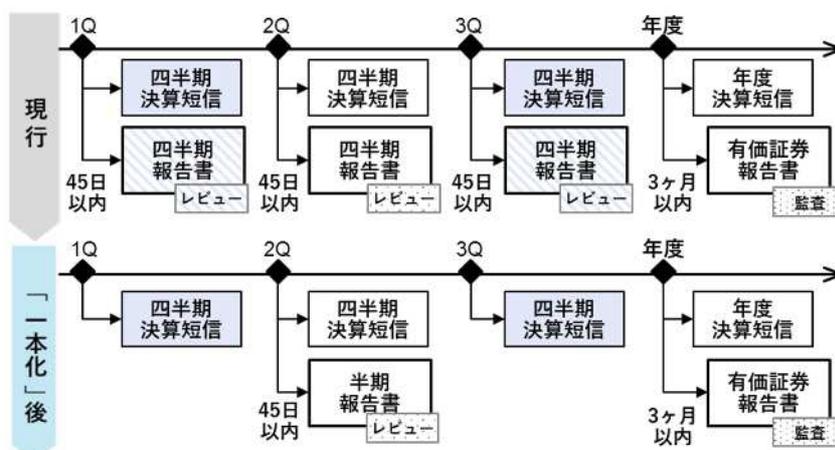
1. 四半期開示

四半期開示については、コスト削減や開示の効率化の観点から金融商品取引法上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性を示した。また、取引所の適時開示の充実を図りながら、将来的に、適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直す(義務を廃止し、任意化へ軸足を移していく)方向性も提示した。

一方で、当面は、四半期決算短信を一律に義務付け、任意化は見送った。日本企業の開示姿勢の後退と受け取られることを懸念した判断だ。米国では、1970年の導入以降、法令上四半期開示義務を継続している。欧州は、企業の多大な事務負担の軽減を図るため、2013年に四半期開示の義務を任意化しているが、適時開示は日本企業よりも充実しているとされる*。日本企業の適時開示は投資家の期待通りに行われていないとの現状**を指摘する声もあるため、日本企業の開示に対する意識の改善や向上が期待される。

なお、開示内容については、投資家からの要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等)を四半期決算短信に追加する方向で具体的な検討に入るとした。

●四半期開示を取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」するイメージ



<出典>金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(2022年12月公表)

2. サステナビリティ開示

サステナビリティ開示については、国際的なサステナビリティ開示基準(2023年前半に最終化予定)の開発の方向性を見据えながら、現在、サステナビリティ基準委員会が、我が国におけるサステナビリティ情報に関する開示基準を開発中である。これを、法定開示である有価証券報告書へ取り込んでいくため、会計基準と同じく金融商品取引法令上の枠組みの中で位置づけることとした。

また、サステナビリティ情報に対する保証のあり方も議論された。現行では、有価証券報告書

の財務諸表に対して公認会計士または監査法人による監査が義務付けられていることを踏まえ、サステナビリティ情報に対しても公認会計士・監査法人などによる保証を求めていく考え方が示された。なお、保証の担い手については、公認会計士・監査法人に限らず、独立性や高い専門性、品質管理体制を有していることなどを要件に、広く確保する方向で検討されることとなった。

サステナビリティというテーマが広範であり、その外縁が拡張し続けている中、どの範囲に対して保証を求めていくかについては具体化されていないが、多様な専門性が求められる領域であることを踏まえると、保証に係る人材などを今から育成していくことが必要であると考えられる。

- * 2022年3月時点で、ロシア・ウクライナ情勢を踏まえ、欧米企業では影響の有無やリスクへの対応等に関する積極的な情報開示が行われはじめていたが、日本企業の開示例は少数であったことが指摘されている（第3回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）参考資料より）。
- ** 2020年2月に、取引所が新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に及ぼす影響について積極的かつ速やかに開示することを要請したものの、決算発表時期到来前に適時開示を行った企業は全体の1割程度であった（第3回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）参考資料より）。

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部
interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）
kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）
sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）
interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）
CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。